

平成 19 年 1 月 29 日

企業会計基準委員会 御中

住商リース株式会社

「リース取引に関する会計基準(案)」及び「リース取引に関する会計基準の適用指針(案)」に対するコメントについて

貴委員会が平成 18 年 12 月 27 日付にて公表し、コメントを募集された企業会計基準公開草案第 17 号「リース取引に関する会計基準(案)」(以下「基準案」という。)及び企業会計基準適用指針公開草案第 21 号「リース取引に関する会計基準の適用指針(案)」(以下「適用指針案」という。)につきまして、当社は現行の所有権移転外ファイナンス・リース取引の賃貸借処理を廃止する合理的な根拠はなく、賃貸借処理を選択することのできる現行リース会計基準の維持が最も望ましいと考えておりますが、万一、改正リース会計基準が適用された場合の要望について、下記のとおりコメントを提出申し上げますので、宜しくご検討の程をお願い申し上げます。

記

1. 中小企業等への適用に関する要望

(1) 「中小企業の会計に関する指針」について

「基準案」及び「適用指針案」の内容を中小企業に適用するにあたっては、貴委員会を始めとする 4 団体が定める「中小企業の会計に関する指針」によることとされており、今回のリース取引に関する会計基準の見直し議論を受け、現在、4 団体による検討が行われていると聞き及んでいる。貴委員会は、コメントの募集の中で「過重負担とならないように簡便な処理を定めることを求める意見が多いことを踏まえ、議論に参加する方針である」ことを表明されているところであるが、ご承知のように、中小企業については会計事務の負担余力に限りがあると考えられることから、借手・貸手双方において、各社の実情に沿った処理を採用できるよう、リース資産総額の重要性にかかわらず、賃貸借取引に準じた処理と売買取引に準じた処理（利息相当額の定額法による配分などの簡便的な取扱いを含む）の選択適用が可能となるよう強く要望する。

(2) 連結対象子会社等の取扱い

連結対象子会社等（公開会社・大会社・会計監査人設置会社の子会社など）であることにより「中小企業の会計に関する指針」の適用対象外となっている中小企業についても同様の措置を講じられるようお願いしたい。

2. 適用時期に対する要望

「基準案」及び「適用指針案」において適用開始時期とされている平成 20 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から対応するためには、同じく平成 20 年 4 月 1 日以後開始する事業年度から適用が予定されている四半期決算を考慮した場合、借手・貸手ともに遅くとも今から 1 年 2 か月後の平成 20 年 4 月 1 日時点において、運用テストを含めたすべてのシステム開発並びに社内体制の見直しが完了し、会計監査への対応方針・手順も確定している必要があるが、その準備・対応は以下に述べるとおり極めて困難であり、最低 1 年の適用時期の延長を強く要望する。

(1) 未解決の課題

ファイナンス・リース取引が「税制と密接に関係してきた」ことは、「基準案」第 29 項にも記載の通りであるが、今回公表された「基準案」及び「適用指針案」並びに昨年 12 月に自民党及び財務省から公表された「平成 19 年度税制改正大綱」だけでは、実務対応可能な詳細の取扱い、監査上の取扱い、また税務上の取扱いなど、明らかにされていない課題が多数残されており、現時点においても本格的なシステム開発並びに社内体制の見直しに着手できていない。

これらの課題は、今後、貴委員会、公認会計士協会、税務当局とリース事業協会の間で行われる協議を経て明らかになるものと思われるが、適用時期については、これらの取扱いが判明する時期も考慮の上で決定すべきである。

(2) 監査上の問題点

所有権移転外ファイナンス・リース取引につき、売買取引に準じて会計処理した場合の会計慣行が何ら確立していない現時点において、詳細の取扱いが協議がなされないまま、各社（借手・貸手ともに）が、「基準案」及び「適用指針案」の内容だけを頼りに会計処理を行った場合、各社各様の会計処理が横行することが予想され、会計監査上も相当の混乱をきたすものと思われる。

(3) システム開発及び社内体制の見直しに関する外部環境

平成 19 年度税制改正における減価償却制度の改訂に続き、平成 20 年度には内部統制評価・監査、四半期決算、棚卸資産の評価方法の改訂などへの対応のため相当規模のシステム開発並びに社内体制の見直しが必要とされ、これら課題への対応と平行して平成 20 年 4 月までにリース会計基準改訂に関するシステム開発並びに社内体制の見直しを実施することは極めて困難であると思われる。

(4) 内部統制の評価及び監査

平成 20 年 4 月以降、財務報告に係る内部統制の評価・監査が適用開始となり、財務諸表作成プロセスの文書化・評価テストなど、膨大な実務対応が想定されている。仮に無理に無理を重ねて改訂リース会計基準に対応するシステムを開発したとしても、また、十分な検討も行えないまま社内体制を見直したとしても、内部統制評価・監査手続きに耐えうる財務諸表作成プロセスの構築、また、これに基づく信頼性の高い財務諸表を作成することは極めて困難であると思われる。

(5) ファイナンス・リース取引の貸手における課題

貸手が適用開始時期までに新たにシステムを開発し社内体制を見直すべき項目として以下の項目が考えられるが、これらに加え、法人税・消費税との取扱いを含めた営業施策の見直し及び顧客対応の検討が必要であるため、相当の時間を要するものと思われる。

① 改訂基準適用取引に関する対応

◎リース取引の判定

(第三者残価保証の取扱い、見積残存価額の管理、維持管理費・保守料の資産毎の管理)

◎計算利率の算出・元利計算方法の見直し

(見積残存価額をリース料総額に含めるなど)

◎ファイナンス・リース取引の会計処理システムの全面的な再構築

(仕訳の変更、損益計上時期の見直し、帳簿様式の改訂など)

◎資産管理システムの追加

(所有権移転ファイナンス・リース取引、所有権移転外ファイナンス・リース取引)

② 改訂基準適用前取引に関する対応

◎所有権移転ファイナンス・リースの処理変更・・・経過措置なし

会計・税務とも税法基準による長期割賦販売処理から「基準案」及び「適用指針案」による売買処理(利息相当額の利息法による計上)に変更。

◎所有権移転外ファイナンス・リースの会計と税務の取扱いの違いへの対応

会計は経過措置により定額利益計上の売買処理となるが、税務は賃貸借処理。

③ 税務との調整に関する対応

◎税務上の収益計上・・・20%利息法・80%定額法

◎決算時帳票の見直し、申告調整用資料の作成

◎リース料にかかる仮受消費税相当額の処理

④ 借手への情報提供

◎改定基準適用取引・・・原則法、簡便法、少額なリース資産等のへ対応

◎改訂基準適用前取引・・・原則法、経過措置(2種類)

◎財務諸表に計上されることに伴ない予想される会計監査手続きの厳格化への対応(算出プロセス、適用すべき割引率など)

(6) ファイナンス・リース取引の借手のシステム対応等における課題

借手についても、上記(1)～(4)への対応に加え、新たにリース期間定額法による償却計算機能を含む資産管理システムの開発などが必要となる。

①新たな減価償却資産管理システムの構築

従来の自社所有資産とは異なるリース期間定額法による償却システム及び資産の除却処理システムの構築が必要となる。

②利息の配分額

支払リース料の出金管理とは別に、支払リース料を元本充当額と支払利息相当額に区分管理したうえで、利息相当額は、「利息法」または「定額法」により期間配分するための管理システムが必要となる。

③維持管理費・保守料の区分

各契約に占める維持管理費・保守料の重要性の判定を行ったうえで、その結果によっては維持管理費・保守料の区分管理が必要となる。
ただし、「基準案」及び「適用指針案」では重要性の判定基準は明らかにされていない。

以上